

保育園・認定こども園などの 令和8年4月入園申込受付が始まります

☎困こども課幼児教育保育係(☎内線1163)
☎住民福祉課福祉こども係(☎内線2153)

■申込みについて

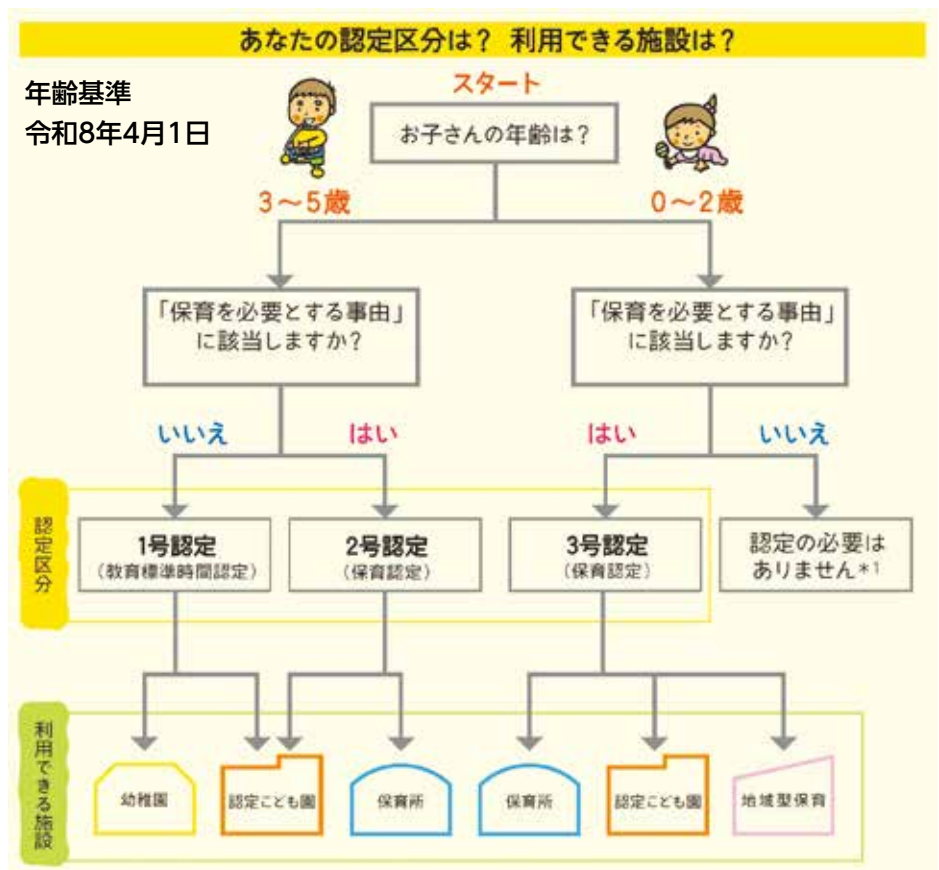
- ・入園案内は、市内各園と困こども課、☎住民福祉課で配布しています。
- ・9月12日(金)～30日(火)の間に、申請書類を第一希望の園に提出してください。
- ・市外の園を希望する場合は、9月1日(月)～30日(火)の間に困こども課に申請書類を提出してください。
- ・認定こども園を希望する場合は、園所定の入園願書などが必要な場合があります。詳細はご確認ください。
- ・保育内容や開所時間などは、各園で異なります。希望する園に事前にお問い合わせのうえ、親子で見学するなどしてください。

※3月以前から通園を希望する場合、受入れ可能な園は随時募集しています。各園の空き状況(毎月1日時点)は市HPで公開しています。見学のうえ、申請書類を第一希望の園に提出してください

■認定について

申請書類の内容をもとに、市が保育の必要性を認定し、利用できる施設と時間を決定します(右図参照)。施設定員枠も認定ごとに設定されています。

出典：内閣府(https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12772297/www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/event/publicity/naruhodo_book_2804.html)
(参照2023-07-04)「子ども・子育て支援新制度 なるほどBOOK(平成28年4月改訂版)」(内閣府)を加工して作成



*1必要に応じ、一時預かりなどの支援が利用できます

※保育所などで保育を希望する場合の保育認定(2号・3号認定)は、以下の2点が考慮されます

①保育を必要とする事由

- 次のいずれかに該当することが必要です。
- 就労(月64時間以上)
 - 妊娠・出産
 - 求職活動
 - 疾病・障害
 - 就学
 - 介護・看護
 - 虐待やDVのおそれがあること
 - 災害復旧
 - 育児休業
 - その他

②保育の必要量

保育を必要とする事由や保護者の状況に応じ、次のいずれかに区分されます。

- a. 「保育標準時間」認定 ➡ 最長11時間
- b. 「保育短時間」認定 ➡ 最長8時間